

鳥取県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年7月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事	山口 喜代美	倉吉市巖城1195-3
〃	山本 公孝	倉吉市小田131
〃	南條 康博	倉吉市井手畑129
〃	細川 國弘	倉吉市新田294-2
〃	大上 哲人	倉吉市穴窪231
〃	池田 捷昭	東伯郡北栄町江北810-1
〃	石川 孝平	東伯郡北栄町江北1667-1
〃	野嶋 延幸	東伯郡北栄町国坂537
〃	井上 浩	東伯郡北栄町国坂270
〃	岸田 一成	東伯郡北栄町土下175
〃	田熊 巖	東伯郡北栄町米里319-1
〃	谷口 重寿	東伯郡北栄町曲1093
〃	稲本 喜久	東伯郡北栄町田井345
〃	前田 茂樹	東伯郡北栄町下神631
〃	原田 健	東伯郡北栄町松神829
〃	永田 恭彦	東伯郡北栄町東園407
〃	上井 敬	東伯郡北栄町西園931
〃	谷口 公正	東伯郡北栄町瀬戸761
監事	岸田 佳人	倉吉市古川沢246
〃	池田 誠	東伯郡北栄町江北607
〃	岩垣 道弘	東伯郡北栄町北条島580
〃	油本 武義	東伯郡北栄町六尾443

平成21年6月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本 公孝	倉吉市小田131
〃	南條 康博	倉吉市井手畑129
〃	細川 國弘	倉吉市新田294-2
〃	大上 哲人	倉吉市穴窪231
〃	池田 捷昭	東伯郡北栄町江北810-1
〃	中田 賢一	東伯郡北栄町江北2743-11
〃	井上 廣一	東伯郡北栄町国坂522
〃	井上 浩	東伯郡北栄町国坂270
〃	岸田 一成	東伯郡北栄町土下175
〃	田熊 孝則	東伯郡北栄町米里295

〃	木 村 悟	東伯郡北栄町北尾433
〃	中 村 昭 康	東伯郡北栄町田井409
〃	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
〃	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園407
〃	山 田 敏 広	東伯郡北栄町西園1186
〃	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66－1
〃	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	原 田 健	東伯郡北栄町松神829
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324

平成21年7月1日就任 任期4年